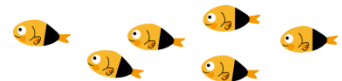
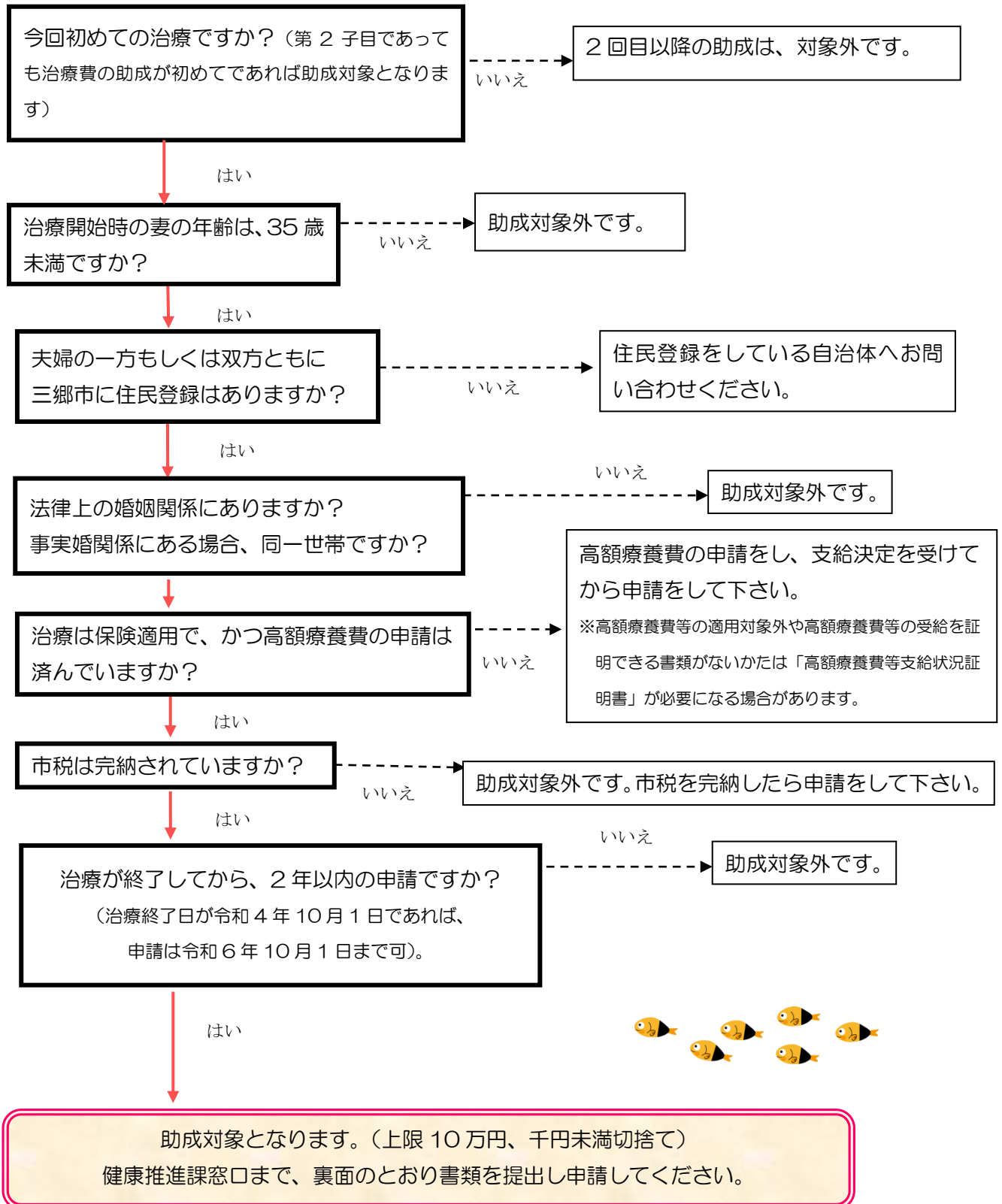


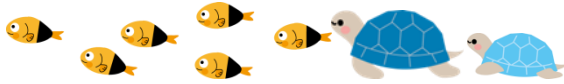


# 不妊治療（保険適用）

フローチャート

保険診療として実施した生殖補助医療のうち体外受精治療又は顕微授精治療及び男性不妊治療のうち精巣内精子採取術を含む治療が対象。保険適用の治療と併せて行った先進治療（保険適用外）は助成に含みません。





下記の書類を提出してください。

- ① 三郷市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ② 医療機関が発行する不妊治療費の領収書の原本
- ③ 三郷市早期不妊治療費実施証明書
- ④ 高額療養費受給が証明できるもの（限度額適用認定証や受給決定通知書等）
- ⑤ 本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード、パスポート等）
- ⑥ 振込を希望する金融機関の口座名義及び口座番号の分かるもの

※①③は、市の要綱および健康推進課窓口、三郷市ホームページに様式あり。

※事実婚の方は、事実婚関係に関する申立書の写しが必要です（法律上の婚姻関係がなく、同一世帯でない場合）。

※高額療養費等の適用対象外や高額療養費等の受給を証明できる書類がない場合は「高額療養費等支給状況証明書」が必要になる場合があります（健康推進課窓口、三郷市ホームページに様式あり）。

○審査の結果、助成金の交付が決定したかたには、三郷市不妊治療費助成金交付決定通知書をお送りいたします。

○助成金の振込には、申請から1ヶ月～1ヶ月半程度かかりますので、あらかじめご了承ください。



三郷市健康推進課 ☎048-930-7772